

令和4年2月16日

保護者のみなさま

島本町立第二小学校
校長 辻本 堅二

児童等に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の基本的な
対応について(一部変更)

日頃は本校の教育活動、及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日お知らせいたしました「児童等が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について」を、以下のとおり一部変更いたしますのでお知らせします。

記

1 感染者が判明した日の対応について

- ・臨時休業や学年閉鎖、学級閉鎖を行う場合は、感染者等を確認した翌日から原則3日間実施する。

2 臨時休業の実施について

(1) 次の場合に臨時休業を実施する。

- ・直近3日間の陽性者、濃厚接触者及び発熱等の体調不良者が学級において複数(15%以上)確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とする。
- ・新規陽性者が学級において5名以上確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とする。

3 児童が陽性者となった場合

(1) 有症状の場合

- ・発症日(発熱等があった日)を0日として、10日目まで自宅待機、かつ症状(発熱等)がなくなって3日間(72時間)経過していれば翌日から登校可。
- ・8日目以降に症状があれば、症状(発熱等)がなくなって3日間(72時間)経過すれば、登校可。

(2) 無症状の場合

- ・検体採取日を0日として、7日目まで自宅待機、8日目から登校可。
- ・※ 但し、保健所から連絡があった場合は、その指示通り取り扱うようお願いいたします。